

# 今後の主権者教育の推進に向けて

## (中間報告)

令和2年11月2日  
主権者教育推進会議

## 目 次

<b>1. 主権者教育推進の背景、経緯と課題</b>	
(1) 主権者教育推進の背景とこれまでの取組の経緯	1
(2) 新学習指導要領における主権者教育の充実	
①中央教育審議会における審議	3
②学習指導要領の改善	5
(3) 主権者教育をめぐる課題	
①学校教育をめぐる課題	6
②家庭、地域における教育をめぐる課題	7
③主権者教育の充実に向けたメディアリテラシーの育成をめぐる課題	7
<b>2. 主権者教育推進の方向性</b>	
(1) 各学校段階での主権者教育の充実について	
①小学校・中学校での取組の充実について	9
②高等学校、大学での取組の充実について	10
③学校段階等間や教科等間の連携の充実について	11
(2) 家庭・地域における主権者教育の充実について	
①家庭における取組の充実について	12
②地域における取組の充実について	13
(3) 主権者教育の充実に向けたメディアリテラシーの育成について	14
(4) 社会総がかりでの「国民運動」としての主権者教育推進の重要性	15
(5) 今後の検討課題	15
<b>参考資料</b>	16

- 平成 18 年に改正された教育基本法では、第 1 条に（教育の目的）として、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と規定された。また、同法第 14 条（政治教育）では「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」こと及び「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」ことが規定された。  
こうした教育基本法の規定に基づき、教育においては、これから社会を担う子供たちに、主体的に国家及び社会の形成に参画するために必要な資質・能力の育成に向けて、政治的教養に関する教育の充実を含めた取組を推進することが一層重要となっている。
- このような取組を重視する動きは、本主権者教育推進会議にて訪問調査した英国におけるシティズンシップ教育をめぐる取組や、ドイツにおける中立原則（ボイテルスバッハ・コンセンサス）の下での政治教育の取組や、ヒアリングにおける OECD の Learning Framework 2030 における Agency（「自ら考え、主体的に行動して、責任をもって社会変革を実現していく力」ともされている）の育成を重視する方向性<sup>1</sup>とも軌を一にするものである。
- 加えて本会議では令和元（2019）年 5 月の OECD の閣僚理事会で採択（日本政府も採択）された Recommendation of the Council on Artificial Intelligence（人工知能に関する理事会勧告<sup>2</sup>）に注目したい。同勧告では AI（人工知能）の関係者が共有すべき 5 つの価値観に関する原則の一つに human-centered values and fairness（人間中心の価値観及び公平性）を掲げ、「AI のアクターは、AI システムのライフサイクルを通じ、法の支配、人権及び民主主義の価値観を尊重すべき」であり、「人間による最終的な意思決定の余地を残しておくことなど、状況に適した形で、かつ技術の水準を踏まえたメカニズムとセーフガードを実装すべきである。」としている。同勧告は、AI（人工知能）の飛躍的な進化が予想される未来社会を見据えて、児童生徒一人一人に

---

<sup>1</sup> 諸外国における取組、OECD における Agency の議論については、参考資料 6 を参照。

<sup>2</sup> 同勧告の記述は以下 URL の仮訳による。 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000642217.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000642217.pdf)

対して、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質・能力を育成していくことが、より一層求められていることを示すものといえよう。

- 我が国の近年の状況に目を転じれば、後述するように公職選挙法等の改正により、選挙権年齢が満18歳に引き下げられ、令和4年度からは成年年齢が満18歳へと引き下げられることとなり、平成29年及び30年に改訂された新学習指導要領の下で、子供たちに、これまで以上に主権者として必要な資質・能力を確実に身に付けさせていくことが喫緊の課題<sup>3</sup>となっている。特に新学習指導要領は、上記の Learning Framework2030 と同様に2030年頃の社会を見据えて改訂しており、「2」に後述する提言を踏まえ、主権者教育の充実に向けた政策を着実に展開していくことが重要である。
- このような状況を踏まえて設置された、本主権者教育推進会議においては、平成30年8月から、有識者からのヒアリング、諸外国（イギリス、ドイツ）への訪問調査、教育委員会や学校への訪問調査を行うとともに、主権者教育推進オンラインシンポジウムにおける意見交換<sup>4</sup>を参考にするなど、主権者教育の推進方策について精力的な検討を重ねてきた。

本稿は、これまでの議論の状況を中間的にまとめるものである。

---

<sup>3</sup> 例えば、選挙権年齢の引き下げがなされて以降の3回の国政選挙では18歳の投票率が低下する結果となっている（本稿1(3) 主権者教育をめぐる課題を参照）。

<sup>4</sup> 本主権者教育推進会議では、①関係団体（全国高等学校長協会、公益社団法人日本PTA全国協議会、経済同友会、日本労働組合総連合会、日本新聞協会）、教育委員会（神奈川県教育委員会高校教育課、東京都品川区教育総合センター、埼玉県三郷市教育委員会）、有識者（栗原久東洋大学教授、小玉重夫東京大学教授）からのヒアリング、②国内の学校（玉川学園高等部・中学部、渋谷教育学園渋谷中学高等学校、都立国際高等学校、東京都足立区立第四中学校）、諸外国の機関・学校（ドイツ（ベートーベン・ギムナジウム、連邦政治教育センター）、イギリス（教育省、シティズンシップ教育協会、シドニーラッセルスクール）への訪問調査を行うなどの取組を行ってきた。

## 1. 主権者教育推進の背景、経緯と課題

### (1) 主権者教育推進の背景とこれまでの取組の経緯

- 平成 27 年 6 月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立・公布され、公職の選挙権を有する者の年齢が満 18 歳に引き下げられた。
- 同法改正等により、高等学校段階の生徒の中にも選挙権を有する生徒が在籍することとなることを踏まえ、文部科学省では、昭和 44 年に発出した「高等学校における政治的教養と政治的活動について」（初等中等教育局長通知 以下「昭和 44 年通知」）を半世紀ぶりに見直し、平成 27 年 10 月に「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（初等中等教育局長通知 以下「平成 27 年通知」）を発出した。

政治的教養に関する教育に関し、昭和 44 年通知は、授業妨害や学校封鎖などが発生していた当時の時代状況を踏まえ、授業における現実の具体的な政治的事象の取扱いについては慎重を期さなければならないという観点から留意事項を示すものであった。

その一方で、平成 27 年通知では、公職選挙法の改正による選挙権年齢の引き下げを踏まえ、習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質・能力を生徒に育むことを一層期待し、政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象を扱うことや、実践的な教育活動を積極的に行うことを明確化するとともに、例えば生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を整理し、議論を交わすことを通じて、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことの重要性を示している。このように、政治的教養に関する教育の取扱いの充実が図られたことは画期的な出来事であったといえる。

- 文部科学省では、平成 27 年通知において示した教育を実現する観点から、次のような取組を進めてきた。
  - 総務省と連携して作成した政治や選挙等に関する副教材である「私たちが拓く日本の未来」を高等学校等に平成 27 年度から継続的に配付し、その活用を通した指導の充実を推進。
  - 平成 27 年 11 月に義家弘介文部科学副大臣（当時）の下に「主権者教育の推進に関する検討チーム」を設置し、中間まとめ（平成 28 年 3 月）、最終まとめ（平成 28

年6月）を作成。これらのまとめでは、①主権者教育の目的を「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせること」とした上で、②学校教育のみならず地域、家庭等における取組の推進方策を整理。これに基づく取組を文部科学省においてこれまで推進。

- ・ 平成29及び30年に公示した学習指導要領等（「新学習指導要領」という。以下同じ）において、高等学校における「公共」の新設をはじめ幼稚園・小学校・中学校・高等学校段階を通じて主権者教育に関する内容を充実。

## （2）新学習指導要領における主権者教育の充実

### ① 中央教育審議会における審議

- 新学習指導要領の改善方針について審議した中央教育審議会の答申（「幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」平成28年12月21日中央教育審議会 以下「答申」という。）では、議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し責任感をもって政治に参画しようとする国民を育成することは学校教育に求められる極めて重要な要素の一つであり、満18歳への選挙権年齢の引き下げにより、小学校・中学校からの体系的な主権者教育の充実を図ることが重要であるとされた。
- 具体的には、国家・社会の基本原理となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力を育成することが重要とされている。また、これらの力を教科等横断的な視点で育むことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要であるとして、小学校・中学校の社会科、高等学校の地理歴史科、公民科等はじめ、家庭科や特別活動等における指導内容の充実が求められた。
- 特に、高等学校においては、家庭科、情報科や総合的な探究の時間等と連携して、現代社会の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を、古今東西の知的蓄積を踏まえて習得するとともに、それらを活用して自立した主体と

して、他者と協働しつつ国家・社会の形成に参画し、持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育む公民科の共通必履修科目としての「公共」を設置することなどについて提言された。

## ② 学習指導要領の改善

- 同答申を踏まえ改訂された新学習指導要領では、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として「主権者として求められる力」を挙げ、小学校・中学校・高等学校の各段階を通じて教科等横断的な視点で育成<sup>5</sup>することとされている。
- 例えば小学校社会科で市町村による公共施設の整備、租税の役割、中学校社会科（歴史的分野）で民主政治の来歴、同科（公民的分野）で民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連を扱うこととされた。また、高等学校では、現代の諸課題に関わる学習課題の解決に向け、自己と社会のかかわりを踏まえ、社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してよりよい社会を形成すること等を目指す共通必履修科目として「公共」を新設するなど、主権者に関する教育の充実が図られた。
- 新学習指導要領は、本年度から小学校において全面実施され、令和3年度には中学校での全面実施、令和4年度からは高等学校において年次進行により順次実施に移されることとなっている。

---

<sup>5</sup> 例えば、小学校学習指導要領解説 総則編（平成29年7月 文部科学省）の附録6「現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容についての参考資料」では、「主権者に関する教育」として社会科、特別の教科道徳、特別活動に加え、家庭科など関連する主要な内容を参考として示している。

### (3) 主権者教育をめぐる課題

- 公職選挙法の改正により選挙権年齢の満 18 歳以上への引き下げがなされて以降、これまで 3 回の国政選挙が行われ、18 歳の投票率<sup>6</sup>及び高等学校段階を終えた 19 歳、20 歳の投票率が低下する結果となっている。

選挙の投票率を規定する要因は、その時々の政策の争点や選挙当日の天候等、様々な事情が総合的に影響するものと想定され、投票率の高低を主権者教育の結果として短絡的に結びつけることは困難である一方、投票という行為は主権者としての行動の一つであり、主権者教育の「出口」としての側面を有している。

主権者教育を通した主権者として必要な資質・能力の育成が、今後の「投票率」のみならず、その質—「投票質」—の向上・深まりにもつながっていくことを期待するものである。

- これに対し、主権者教育の「入口」は社会の動きに关心を持つことにある。主権者教育推進会議としてはこのような考え方を出発点としながら、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う等の観点から、新学習指導要領の下、政治や社会などに係る諸課題に关心を持ち追究する中で、主権者として必要な資質・能力を、各学校段階における学びを通じて、あるいは家庭や地域における学びを通じて、社会総がかりで児童生徒に確実に育成していくための方策を講じていくことが重要であるとの共通理解に立って検討を行った。

#### ① 学校教育をめぐる課題

- 文部科学省が令和元年度に高等学校等を対象に行った「主権者教育（政治的教養の教育）実施状況調査」では、調査実施年度に第 3 学年に在籍する生徒に対して主権者教育を実施したと回答した割合が全体の 95.6% を占めるなど、その取組の充実が認められる一方、取組の内容を見ると、平成 27 年通知で示した「現実的な政治的事象についての話し合い活動」に取り組んだ割合が 3 割強（34.4%）に留まることや、指導に当たって関係機関と「連携していない」と回答した割合が 5 割弱（48.2%）あることな

---

<sup>6</sup> 18 歳の投票率（総務省調べ、平成 28 年、29 年は全数調査、令和元年は抽出調査）

・平成 28 年 参議院議員通常選挙 51.28%  
・平成 29 年 衆議院議員総選挙 47.86%  
・令和元年 参議院議員通常選挙 35.62%

どの課題が見られる。

- 主権者教育を充実するためには、幼少期の頃から主権者としての意識を涵養とともに、新学習指導要領に基づき、小・中学校の段階から指導の充実を図ることが重要である。その際、社会科や公民科のみならず家庭科、特別の教科道徳、特別活動や総合的な学習（探究）の時間等を中心に新学習指導要領に示す既存の内容のうち主権者教育に関わる内容相互の関連を図るなど、児童生徒の学習負担にも配慮しつつ教育課程全体を通じた指導の充実を図ることも合わせて重要である。

### ② 家庭、地域における教育をめぐる課題

- 子供たちの主権者としての意識を涵養するためには、人格形成の基礎が培われる幼少期からの取組が大切であり、子供たちが多くの時間を過ごす家庭や地域も、主権者教育の場として重要である。
- 特に、家庭における教育としては、人格形成の基礎が培われる幼少期から、社会との関わりを意識する機会を増やすことが重要である。
- 地域における教育としては、身近な地域の課題などを知り地域の構成員の一人としての意識を育み、地域の課題解決に主体的に向き合うためには、地域の教育資源を活用した教育活動、体験活動や地域行事等に、社会の一員として主体的に参画できる機会を増やすことが重要である。
- 加えて、地域において社会全体で主権者教育を推進する機運を高めるためには、学校、家庭、地域、企業などの多様な主体の連携・協働による取組が重要である。

### ③ 主権者教育の充実に向けたメディアリテラシーの育成をめぐる課題

- 主権者教育を充実し、政治的事象など現実社会の諸課題について子供たちが多面的・多角的に考察を深めるためには、各種の統計、白書、新聞やインターネットの情報などの豊富な資料や多様なメディアを活用して情報を収集・解釈する力や、情報の妥当性や信頼性を踏まえて公正に判断する力などのメディアリテラシーの育成を学校のみならず家庭においても図ることが重要である。

## 2. 主権者教育の推進の方向性

- 主権者教育推進会議では、1（3）で示した課題を踏まえ、主権者教育の推進方策として、①各学校段階での主権者教育の充実、②家庭・地域における主権者教育の充実、③主権者教育の充実に向けたメディアリテラシーの育成の観点から、以下の提言をまとめた。国に対しては、これら提言を踏まえた施策の着実な推進を期待するものであるが、加えて、本主権者教育推進会議で収集した好事例を周知し取組の横展開を図る中で、学校関係者が主権者教育の重要性を共通認識しながら、それぞれの取組の充実につなげていくことを期待するものである。

※主権者教育推進会議の審議の過程では、例えば、次のような取組が報告された。

### 【学校教育における取組】

- 小・中学校段階からの政治的教養を育むことを目指した指導資料や事例集作成の取組  
(神奈川県教育委員会)
- 小学校段階での児童会活動を通した自治的活動を基盤としながら、中学校段階における、これから的地方自治についての施策提案につなげる「市民科」の取組  
(品川区教育委員会)
- マニフェストの作成など、大学との連携による模擬選挙の工夫  
(品川区立宮前小学校)
- 権利には責任が伴うとの観点から、ある権利について何歳になれば与えられるのが適当かを考え意見をまとめる中で、権利と責任について考える授業  
(玉川学園中等部)
- 実際の選挙公報を用いて各政党の政策について様々に意見を出し合い模擬投票を行う取組  
(玉川学園高等部)
- 生徒により模擬家族を構成し与えられた立場から候補者の政策を比較衡量し模擬投票を行う取組  
(渋谷教育学園渋谷中学高等学校)
- 「決め方」をテーマに6種類の候補の中から、給食のメニューを決める活動を通して、選挙、多数決以外にも様々な決め方があることを考えさせる授業  
(東京都立国際高等学校)
- 外国における女性の政治参加割合や制度を例に、アファーマティブアクションを基に議論し考察させる授業  
(東京都立国際高等学校)
- 模擬区長選挙として、生徒の中から選出された候補者による政策の演説、聴衆である生徒との質疑応答を経て、投票につなげる取組  
(足立区立第四中学校)

### 【家庭・地域における取組】

- 家庭教育アドバイザーをファシリテータとしながら、乳幼児の保護者、小中高校生の保護者などを対象にした講座を行う「親の学習事業」の取組  
(三郷市教育委員会)
- 地域の人と協力して国道バイパスの環境を整える美化活動や全校生徒と共に資源回収を行う「奉仕の日」の設定など、学校と地域をつなぐ取組  
(新居浜市立泉川中学校PTA)
- PTAと地域との連携を基盤に「中学生理事」による地域の公民館活動への参加を促す取組  
(郡上市立八幡西中学校PTA)
- 18歳からの投票立会人を募集したり、初めて投票した者に記念証書を渡したりするなどの取組  
(足立区選挙管理委員会)

### 【メディアリテラシーの育成に関わる取組】

- 小学校の夏休みや授業の宿題として、新聞記事について保護者や友達と感想を交換し、自分の考えをまとめる取組  
(三郷市教育委員会)
- 新聞記事を読んで感想を書き、記事の内容について家族や友人と話し合い、意見を聞いて書き、話し合いを通じて自らの意見がどう変わったか、変わらなかつたかを書く新聞コンクールの取組  
(一般社団法人日本新聞協会NIE委員会)

## (1) 各学校段階での主権者教育の充実について

新高等学校学習指導要領では、現実社会の諸課題について追究したり解決したりする学習を通して、自立した主体として社会の形成に参画するための資質・能力を育成する共通必履修科目「公共」が設置され、小学校や中学校においても主権者教育に関わる内容の充実が図られたところである。この新学習指導要領の下で、各学校段階での主権者教育を充実することが重要である。

具体的には、国において、①小学校・中学校・高等学校におけるモデル校での実践研究、②児童生徒向けの副教材や教師向けの指導資料を開発すること等が求められる。その際、各学校において、働き方改革の観点を踏まえつつ、例えば、児童生徒の議論を活性化する上で必要なファシリテーションに関する指導方法の開発など、効果的な指導を行うために必要な力量形成を教師に図ることが可能となるよう、その内容を工夫することが重要である。

### ① 小学校・中学校での取組の充実について

#### 【現状と課題】

- 新学習指導要領の下、小学校・中学校段階から主権者としての意識の涵養につながる取組を推進することが重要である。

#### 【提 言】

(モデル校での実践研究、副教材や教師向けの指導資料の作成)

- 国において、以下の観点から、①モデル校での実践研究、②児童生徒向けの副教材や教師向けの指導資料（教員研修でも活用できるもの）の開発を行う。

(研究内容等)

- 児童生徒が社会で起きている事柄に興味・関心をもち、社会の形成に参画する基礎を培うため、学校の所在地や自分たちの住む市区町村の政治、経済並びに地方自治など地域の関係諸機関と連携した身近な地域に関わる学習の充実を図る。
- 社会で起きている事柄について、実感をもって考えさせる観点から、現実の具体的な事象（政治的、社会的事象）を模擬的に取り上げたり、議論を通して多面的・多角的に考えさせたりすることができるよう、児童生徒の発達の段階に応じた取組の充実を図る。

## ② 高等学校、大学等での取組の充実について

### 【現状と課題】

- 高等学校では、自立した主体として社会に参画するために必要な資質・能力を育成する必履修科目「公共」が新設された。引き続き「私たちが拓く日本の未来」の活用の推進とともに、新学習指導要領の下での指導の充実が求められる。
- 大学等での取組が充実することも重要である。

### 【提 言】

(モデル校（高等学校）での実践研究、大学等における選挙啓発などの取組の充実)

- 以下の観点からモデル校（高等学校）での実践研究を行い、新設された「公共」の下での取組の充実を図る。

(研究内容)

- 現実の具体的な事象（政治的、社会的事象）を取り上げたり、模擬的な活動（模擬選挙、模擬議会など）を展開したりするに当たっての指導方法の工夫改善  
※ 特に、現実の具体的な事象を取り上げる際には、例えば、異なる立場の主張、他者の利益や損失なども考慮にいれるなど生徒が多面的・多角的に考え、議論を展開できるような工夫を講じることが重要。
- コーディネーターの活用を含め、専門家や関係諸機関などとの連携・協働を円滑に進めるための方策の開発

- 大学等における期日前投票<sup>7</sup>や不在者投票の周知の工夫を含めた選挙啓発に向けた取組や主権者としての意識の涵養に向けた好事例を収集し横展開を進める。

---

<sup>7</sup> 有権者の投票環境の向上策として、期日前投票所や共通投票所について、選挙人の利便性の高い場所への設置が進められている。例えば、大学等に設置した期日前投票所の数は、平成29年衆議院議員総選挙で90箇所、令和元年参議院議員通常選挙で102箇所となるなど、その設置は着実に進んでいる。

### ③ 学校段階等間や教科等間の連携の充実について

#### 【現状と課題】

- 新学習指導要領の下、各学校段階等間での主権者教育を推進するためには、幼児期から高等学校段階までの学びの円滑な接続、関係する教科等間での連携など、学校種や教科等を越えた連携を推進することが求められる。
- 特に、教科等間の連携については、社会科、公民科のみならず、特別の教科 道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動（特に児童会、生徒会活動、ボランティア活動などの学校行事）について新学習指導要領に示す既存の内容のうち主権者教育に関わる内容相互の関連を図るなど、児童生徒の学習負担にも配慮しつつ教育課程全体としての取組を工夫することが求められる。

#### 【提 言】

##### （モデル校での実践研究）

- 国において、以下の観点から実践研究を行い、学校段階等間や教科等間の連携による主権者教育の取組を充実する。  
(研究内容)
  - ・ 小学校・中学校の社会科における学習と高等学校公民科の必履修科目「公共」における学習との円滑な接続を図ったカリキュラムの開発
  - ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の設置者の異なる校種間での連携方策
  - ・ 社会科、地理歴史科、公民科や家庭科、特別の教科 道徳、総合的な学習（探究）の時間や特別活動（学級・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動、学校行事等）それぞれの特質に応じた主権者教育の取組の工夫と、相互の関連を図った教科等横断的なカリキュラムの開発

## (2) 家庭・地域における主権者教育の充実について

- 子供たちの主権者としての意識を涵養するためには、人格形成の基礎が培われる幼少期からの取組が大切である。そのため、子供たちが多くの時間を過ごす家庭や地域も、主権者教育の場として重要であり、家庭や地域における取組の充実が重要である。その際、学校、家庭、地域、企業などの多様な主体の連携・協働により、社会全体で取り組むことが重要である。

具体的には、国において、①家庭教育支援の充実や全国各地のPTA団体と連携した普及啓発活動、②多様な主体の連携・協働体制の構築と活動への支援、教材や情報の提供及び実践事例の横展開を行うこと等が求められる。

### ① 家庭における取組の充実について

#### 【現状と課題】

- 家庭においては、人格形成の基礎が培われる幼少期から、社会との関わりを意識する機会を増やすことが重要である。

#### 【提 言】

##### (家庭における主権者教育への支援)

- 保護者への学習機会の提供、親子参加型の行事の実施への支援を行うとともに、地域の実情に応じた取組の中から、主権者教育に資する取組事例を収集し、横展開を図る。
- 家庭における主権者教育を推進するためには、学校との連携が大切であり、学校と家庭をつなげるPTAの役割は大きいことから、全国各地のPTA団体と連携し、親子連れ投票<sup>8</sup>や親子議会見学、学校であるテーマを設定し、家庭で政治的・社会的事象を話し合う機会を提供するなどの取組を通して、主権者としての意識の涵養に向けた普及啓発活動を実施する
- 家庭において新聞に触れつつ社会的事象を話し合う機会を創出するため、学校との連携により、学校で新聞記事の切り抜きを用意し、家庭で話し合う機会を提供するなど家庭におけるNIE<sup>9</sup>推進の取組について、取組事例を収集し、横展開を図る。

<sup>8</sup> 平成28年の公職選挙法の一部改正により、投票所に入ることができる子供の範囲が「幼児」から「児童、生徒その他の18歳未満の者」に拡大された。

<sup>9</sup> Newspaper in Education の略。新聞を学校などで教材として活用し、興味や関心の幅を広げる取り組み。

## ② 地域における取組の充実について

### 【現状と課題】

- 地域においては、身近な地域の課題などを知り地域の構成員の一人としての意識を育み、地域の課題解決に主体的に向き合うためには、地域の教育資源を活用した教育活動、体験活動や地域行事等に、社会の一員として主体的に参画できる機会を増やすことが重要である。
- 地域において社会全体で主権者教育を推進する機運を高めるためには、学校、家庭、地域、企業などの多様な主体の連携・協働による取組が重要である。

### 【提 言】

#### (多様な主体による連携・協働の推進)

- P T A、自治体、社会教育関係団体、企業、N P O等の様々な主体相互の連携・協働により、社会総がかりで子供たちを育てる地域学校協働活動とコミュニティスクールを一体的に推進し、子供たちが地域を取り巻く課題の解決に取り組む機会を増大させるとともに、取組事例を収集し、横展開を図る。
- 各地で行われている実践のノウハウや人材を有効に活用しつつ社会全体で主権者教育に取り組むため、総務省、明るい選挙推進協会やその他関係団体と連携し、主権者教育に関する各種動画やパンフレット等の教材・資料のほか、主権者教育に関する講師の派遣制度などの様々な主体の有用な情報を周知し、社会教育関係施設・団体等の活動を推進する。
- 公民館等の社会教育施設における主権者教育に資する取組の実践事例を収集し、横展開を図る。

### (3) 主権者教育の充実に向けたメディアリテラシーの育成について

- 主権者として現実社会の諸課題について、多面的・多角的に考察を深めるには、豊富な資料や多様なメディアを活用し、必要な情報を適切かつ効果的に収集し、解釈する力が求められる。また、その際、情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力を身に付けることが重要となる。

具体的には、国において、①モデル校における効果的な指導方法の開発、②学校、家庭におけるNIEの推進を通して、こうした主権者教育の充実に向けたメディアリテラシー育成の取組を推進することが求められる。

#### 【現状と課題】

- 主権者教育の第一歩は社会への関心を持つことにある。子供たちが日常的に現実社会の諸課題に関心を持つことができるよう、学校、家庭で、多様なメディアが発信する情報に触れて考える機会を充実することが重要である。
- 新聞やテレビ、ネット記事やSNSなどのインターネットの情報など膨大かつ多様な情報が子供たちを取り巻いている現状を踏まえ、多様なメディアの特性に応じて、適切かつ効果的に必要な情報を収集できるようにすることが重要である。
- 主権者として現実社会の諸課題について、多面的・多角的に考察を深めるには、収集した情報の妥当性や信頼性を踏まえて公正に判断し自分なりの意見を持つこと、自分たちが社会を作っていくという当事者意識を持つことが重要である。

#### 【提 言】

##### (モデル校における効果的な指導方法の開発)

- 国において、①多様なメディアの特性に応じて、適切かつ効果的に必要な情報を収集したり、②収集した情報の妥当性や信頼性を踏まえて公正に判断し自分なりの意見を持つこと、自分たちが社会を作っていくという当事者意識を持てるようにしたりするための指導方法の開発を行い主権者教育の取組を充実する。（例えば、SNSなどインターネットを介してはじめに収集した情報を基に、新聞やテレビ等により情報を掘り下げて収集し、その妥当性や信頼性を踏まえて自分の意見をまとめる活動 等）

##### (学校、家庭におけるNIEの推進)

- 家庭において新聞に触れつつ社会的事象を話し合う機会を創出するため、学校との連携により、学校で新聞記事の切り抜きを用意し、家庭で話し合う機会を提供するなど、家庭におけるNIE推進の取組について、取組事例を収集し、横展開を図る。※ (2) ①再掲

#### **(4) 社会総がかりでの「国民運動」としての主権者教育推進の重要性**

- 以上、現時点において、主権者教育推進会議として、主権者教育の推進に必要と考えられる取組を「提言」として示してきた。これら提言の実現のためには、学校関係者のみならず各界各層を含めた社会総がかりでの取組、いわば「国民運動」として主権者教育推進の取組を展開することが併せて重要である。

#### **(5) 今後の検討課題**

- 今後、最終報告に向けての主権者教育推進会議としての残された検討課題としては以下のものなどがある。
    - ①大学段階における主権者教育の在り方
    - ②教員の養成、研修の在り方
    - ③教育現場における政治的中立性の担保の方策
    - ④その他（例えば、選挙における選ばれる側の役割など）
- など